**【災害支援枠（令和６年能登半島地震）】（応募対象者確認シート）**

※全ての申請者が回答必須です。　　　　　　　　応募者名称：

１．補助事業を行おうとする事業所の被害状況

以下のいずれか一つを選択

（　　）**直接の被害あり**（自社の事業用資産に損壊等の被害あり）**→２.３を回答する。**

（　　）**売上減の被害あり**（自社の事業用資産への直接の被害はないが、令和６年能登半島地震に起因して、売上減（令和６年１月から３月の任意の１か月の売上高が前年同期と比較して２０％以上減少の被害あり。）**→３.を回答する。**

＊令和６年１月から３月の任意の１か月の売上高が前年同月又は同期と比較して２０%以上減少したことを行政機関が証した書面（例：セーフティネット保証４号の認定書や、地方自治体が独自に発行した証明書等）を本紙に添付のこと（不備の場合は対象外）（写しでも可）

＊創業から１年未満のため前年同月との売上高比較ができない場合は、創業以降から令和５年１２月までの間で連続する任意の３か月（１０月から１２月までなど）の売上高平均と比較して２０%以上減少したことを行政機関が証した書面を添付のこと（創業から３ヶ月に満たない事業者は対象外）

２. 以下の(１)～(５)を全て満たす場合には、定額の補助率の申請をすることができます。

① (　　)以下の（１）～（５）項目にすべて該当するため定額の補助率を希望する

② (　　)以下の（１）～（５）項目のうち該当しないものがある

（１）新型コロナウイルス感染症（令和２年１月２８日政令第１１号により指定感染症に指定された感染症をいう。）の影響を受けた事業者

（２）過去数年以内に発生した災害で被害を受けた以下のいずれかにも該当する事業者である。

　　ア　当該災害による事業用資産への被災が証明できる事業者

　　イ　当該災害からの復旧・復興に向けて国等が実施した支援を活用した事業者

（３）次のいずれかに該当する事業者

　　ア　過去数年以内に発生した災害の発生日（当該発生日が令和２年１月２８日以降の災害にあっては令和２年１月２８日とする。）以降、売上高が２０％以上減少している復興途上にある事業者

　　イ　別表のとおり、令和６年能登半島地震発生時において厳しい債務状況にあり、かつ、交付申請時において経営再建等に取り組み、かつ、認定経営革新等支援機関に事業計画等について確認を受けている事業者

（４）交付申請時において、過去数年以内に発生した災害からの復旧又は復興に向けた事業活動に要した債務を抱えている事業者

（５）令和６年能登半島地震により、施設又は設備が被災し、その復旧又は復興を行おうとする者

**※「災害支援枠（令和６年能登半島地震）」に関する定額の補助率要件を満たす場合の提出書類については、それぞれの要件を確認するための書類の追加提出が必要となります。（公募要領P.３３参照）**

３.以下の事業において採択を受けて、交付決定され、補助事業を実施している者に該当するか。

　※該当する場合は、交付決定回を選択(○をつけて)ください。

①「小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」

（　　　）該当する　（　　　）該当しない　（　　　）申請中/令和　年　月　日公募締切(第　回)

交付決定回：１２，１３，１４，１５